

# 宿泊約款

## 第1条 【本約款の適用】

むいか温泉ホテル(以下「当ホテル」といいます)の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。

- 当ホテルは前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じることができます。

## 第2条 【宿泊引き受けの拒絶】

当ホテルは次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないものであるとき。
- 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風欲に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする者が泥酔等で他の宿泊者又は従業員に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- 宿泊しようとする者が他の宿泊者又は従業員に著しく迷惑を及ぼす言動をする恐れがあるとき。
- 客室定員を超えての使用する恐れがあるとき。
- 火薬類・ペット・凶器の持込みなど、宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき。
- 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」による暴力団若しくは暴力団員又はその関係者であるとき。
- 宿泊しようとする者が過去に第12条の適用を受けた者であるとき。
- 宿泊しようとする者が次条の明告をしないとき、又は明告に虚偽の内容を含むとき。

## 第3条 【氏名等の明告】

当ホテルは宿泊しようとする者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- 宿泊者(同宿者を含みます)の氏名、性別、連絡先(電話番号)及び職業。
- その他、当ホテルが必要と認めた事項。

## 第4条 【宿泊契約の成立等】

宿泊契約は当ホテルが宿泊しようとする者の宿泊の申込みを承諾したときに成立するものとします。

- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料金を限度として、当ホテルが定める申込金を指定する日までに指定する方法にてお支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金を充当し、第6条又は第14条の規定を適用する事態が生じたとき、違約金、次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第10条の規定による料金の支払いの際に返還します。

## 第5条 【申込金の支払を要しないこととする特約】

前項第2項の規定に関わらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前項第2項申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第6条 【宿泊者の契約解除権】

宿泊者は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 当ホテルは宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第1に掲げるところにより違約金を申し受けます。
- 当ホテルは宿泊者が第4条第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いされないとき、又は宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
- 前項の規定により、宿泊契約が解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車・空港機等、公共の交通機関の不着、その他宿泊者の責めに帰さない理由によるものであることが証明されたときは第2項の違約金はいただきません。

## 第7条 【当ホテルの契約解除権】

当ホテルは次の場合には宿泊契約を解除することができます。

- 第2条及び第3号から第13号までに該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき。
- 次条の登録をしないとき、又は登録に虚偽の内容を含むとき。
- 第10条の支払いをしないとき。

## 第8条 【宿泊の登録】

宿泊者は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。登録した個人情報は法令の定めにより宿泊業務全般を行なうために使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。

また、電話・郵送・ファックス・Eメール等によりご予約の確認をさせていただく場合がございます。

なお、法令に基づき求められた場合を除き、お客様の個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

- 宿泊者の氏名、住所、連絡先(電話番号)及び職業
- 外国人においては、国籍、旅券番号(パスポートの写しを取らせていただきます)
- 出発予定日
- その他当ホテルが必要と認めた事項

## 第9条 【客室の使用時間】

宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、15時より翌朝10時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用する

ことができます。

- 当ホテルは前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には延長料金を申し受けます。

- 午後15時までは、1時間につき1,000円
- 午後15時以降は、室料金の100%(全額)

## 第10条 【料金の支払い】

料金の支払いは、日本円又は当ホテルが認めたクレジットカードもしくはクーポン券などにより、次に掲げる要領で支払ってください。

ただし、当ホテルが認めたものに関しては、この限りではありません。

- 宿泊料金は宿泊者がチェックインまたはチェックアウトする際に、当ホテルのフロントに支払ってください。
  - 前号を除き、当ホテル内において発生する料金は、当ホテルが指定した時期及び場所において支払ってください。
- 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 第11条 【利用規則の遵守】

宿泊者は当ホテルが定める当ホテル内における利用規則に従っていただきます。

## 第12条 【宿泊継続の拒否】

当ホテルはお引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合に宿泊の継続をお断りすることがあります。

- 第2条第3号から第13号までに該当することになったとき、又は該当することが判明したとき。
- 第8条の登録に虚偽の内容を含むことが判明したとき。
- 第10条の支払いをしないとき。
- 宿泊者が前条の利用規則に従わないとき。

## 第13条 【宿泊の責任】

当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行なったときに始まり、宿泊者が出発するために客室を離れたときに終わります。

- 当ホテルの責めに帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災、その他の理由による困難な場合を除き、宿泊者の了解を得てその宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。
- この場合には、客室の提供継続できなくなった日の宿泊料金を含む、その後の当ホテルの宿泊のための宿泊料金はいただきません。

## 第14条 【宿泊者の責任】

宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

- 宿泊者の責めに帰するルームキー、又はスキーロッカーキーの紛失した場合は賠償金を申し受けます。

## 第15条 【ホテル内の備品に関して】

当ホテルはすべての宿泊者に対し、平等にサービスの付与を目指しております。館内の備品はすべて当ホテルがすべての宿泊者に快適に過ごしていただくために管理する財産です。

- 当ホテル内の備品を宿泊者が館外に持ち出したことが認められた場合は、賠償金を申し受けます。

## 第16条 【宿泊者の手荷物又は携帯品の保管】

宿泊者の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者にその指示を求めるものとします。
  - ただし、所有者の指示がない場所又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。(飲料物、雑誌、新聞に関しては即日処分させていただきます)
  - 宿泊者の携行品については、宿泊者がその種類及び価格を明告した携行品をフロントで保管した場合、当ホテルはその物品の滅失又は毀損によって生じた損害を賠償する責任を負います。
  - 貨幣、有価証券その他の高価品については、フロントでの保管をお断りいたします。
  - フロントで保管しなかった宿泊者の携帯品(当ホテルの客室に金庫が備えられている場合の金庫内の携行品を含みます)についての損害については、当ホテルに故意又は過失がない場合は、当ホテルは責任を負いません。
- また、当ホテルの軽過失による場合は、15万円を当ホテルの損害賠償額の上限とします。

## 第17条 【駐車場の責任】

宿泊者が当ホテルの駐車場を利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任(車両内の物品の管理責任を含みます)まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は重過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 第18条 【専属的合意管轄裁判所】

本約款及び当ホテルの宿泊に関する紛争については、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

《利用規則》

当ホテルではお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第11条に基づき、下記の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。  
この規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第12条第4項により、ご宿泊又は館内諸施設のご利用をお断り申し上げ、場合によっては損害をご負担いただくこともございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

【火災予防・防災】

- 客室入口ドアの裏側に掲示してある避難経路図及び各階の非常口を確認ください。
- ホテル内で暖房・炊事用の火器等を使用なさらないでください。
- ドライヤーなど火災の原因となりやすい場所でのご使用はご遠慮ください。
- 窓からの吸い殻の投げ捨てはおやめください。
- 消防用設備等のいたずらは安全維持に支障が生じますのでおやめください。

【保安・管理】

- ご訪問者とのご面会はロビーにてお願いしております。  
外来者を客室内に呼び入れたり、客室内の諸設備、諸物品を使用させたりなさらないでください。
- ご滞在中お部屋から出られるときは、必ず施錠をご確認ください。
- 衛生管理上必要な場合、客室への立ち入りをさせていただく場合がございます。  
清掃は毎日お伺いさせていただきます。  
また、清掃をご希望されない連泊のお客様につきましても、原則として少なくとも3日に一度はお願いしております。

【手荷物】

- ご出発後のお荷物のお預かりは原則として1日以内とさせていただきます。  
1日を過ぎたものにつきましては、当ホテルで処理させていただくこともございます。  
なお、その場合は当ホテルでは、一切の責任を負いかねます。
- 貴重品はお客様ご自身で管理をお願いいたします。

【お支払い】

- ご宿泊料金はチェックアウト時にお支払いいただきます。
- ご宿泊料金、各種乗物の切符代、タクシー代、切手代、宅配便の送料等の立替へは、お断りさせていただきます。
- 外貨両替はお取り扱いしておりません。
- ご宿泊日数を変更なさる場合は、予めフロントまでご連絡ください。

【迷惑行為の禁止】

- ホテル内には他のお客様のご迷惑になるものをお持ちみなさらないでください。
  - 1 ペット類
  - 2 自転車やスケート類
  - 3 発火又は引火性のもの
  - 4 著しく多量な物品
  - 5 過度な重量物
  - 6 悪臭を発生したり、不潔なもの
  - 7 法で所持を禁じられるもの
- 客室内で調理はなさらないでください。
- 喫煙は指定場所をお願いいたします。
- 泥酔、客室内での宴会、乱暴な言動等、他のお客様に迷惑を及ぼし、また及ぼす恐れのある行為をなさらないでください。
- 賭博、その他風紀を乱す行為をなさらないでください。
- 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないでください。
- 館内で許可なく他のお客様に広告物の配布や物品の販売などをなさらないでください。
- 当施設の外観を損なうような物品を窓にお掛けにならないでください。
- 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないでください。
- ホテル外から飲料物の出前をお取りにならないでください。
- 館内外の諸設備、諸備品の損傷、紛失については、実費を申し受けます。

別表 第1

契約解除の通知を受けた日		当日不泊	宿泊日当日	宿泊日前日	宿泊日2日前	宿泊日8日前	宿泊日15日前
					宿泊日7日前	宿泊日14日前	宿泊日30日前
契約申込人数							
一般	14名まで	100%	80%	50%	20%		
団体	15名以上	100%	100%	70%	50%	30%	20%

- (注) 1 %は、基本宿泊料金及びパッケージ宿泊料(その他利用を含む)に対する違約金の比率です。  
2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず1日分(初日)の違約金を收受します。  
3 一般の契約において、当日15:00以降のキャンセルについては100%の違約金を收受します。